

市県民税納税通知書 をご確認ください

自営業者や年金所得者など、個人納付の皆さんに、「平成十八年度市県民税・県民税納税通知書」を発送します。同通知書の二ページに、「所得・控除の明細書」がとじてありますので、内容をご確認ください。

市民と市政の信頼関係を築くために 川越市オンブズマン 平成17年度運営状況報告

公正で信頼される市政を推進するため、平成9年8月に設置された「川越市オンブズマン制度」。市政への苦情や不服を公正・中立な立場から解決を図るオンブズマンの、平成17年度運営状況をお知らせします。

苦情申し立ての受け付け状況

平成17年度に受け付けた苦情申し立て件数は、10件です。

■分野別件数

教育・文化	3件
福祉	2件
道路・交通	1件
施設運営	1件
議会・選挙	2件
その他	1件
合計	10件

■所管別件数

保健福祉部	2件
まちづくり部	1件
生涯学習部	4件
上下水道局	1件
選挙管理委員会	2件
合計	10件

苦情申し立ての処理状況

調査が終了したものは7件です。

調査を終了したもの

①行政の不備がないもの

- 選挙管理委員会への取るべき姿勢に対する是正措置について
- 総合交通政策課の対応について
- 上下水道料金について
- 知的障害者宿泊施設の建設について
- 委託料の返還について
- 選挙用ポスターの印刷枚数について

②申し立ての趣旨に沿ったもの（希望付記）

- 要介護認定について

調査継続中のもの

- 武家屋敷について（3件）

苦情申し立ての手続き

市政に対する苦情で、申立人自身の直接の利害にかかわるものであれば、どなたでも申し立てることができます。ただし、判決などで確定したものや市議会に關することなど、受け付けられない場合もありますので、あらかじめ広聴広報課にお尋ねください。

申し立ては、広聴広報課（本庁舎4階）および出張所窓口に備え付けの「苦情申立書」に、必要な事項を記入し提出してください。オンブズマン会議あてに郵送することもできます。

問い合わせ…広聴広報課広聴担当・TEL内線2121

の個人住民税の主な改正点

- ①六十五歳以上の方について、公的年金などの所得の計算方法が変わります
- ②老年者控除（住民税四十八万円）が廃止されます
- ③六十五歳以上で合計所得金額が百二十五万円以下の方に対する市県民税の非課税措置が廃止されます。ただし、昨年一月一日時点で六十五歳に達して合算所得金額が百二十五万円以下の方（限度額二万円）に縮減されます
- ④個人市県民税所得割に適用されている定率控除が、十五パーセント（限度額四万円）から七・五パーセント（限度額二万円）に縮減されます
- ⑤均等割を納める夫と生計が

同一である妻の均等割の非課税措置が廃止されます

問い合わせ：市民税課市民税第一係・TEL内線2343

ことしの川越まつり 十月十四日(土)・十五日(日)に開催

川越まつりは平成九年以降、十月の第三土・日曜日に開催しています。ことしは、十月十四日・十五日が土・日曜日に当たするため、この両日に開催することになりました。

問い合わせ：観光課観光推進担当・TEL内線2731

国民年金保険料免除申請の受け付けが始まります

7月から始まります

今年度分の国民年金保険料免除申請（全額免除・半額免除・若年者納付猶予と、ことしから始まる4分の3免除・4分の1免除）の受け付けが7月3日(月)から始まります。保険料の免除・納付猶予を希望する方は、年金手帳と印鑑を持参し、国保年金課（本庁舎2階）・出張所・連絡所で申請してください。申請後は、社会保険事務所で審査・決定を行い、結果通知が申請者に送付されます。

平成17年度に翌年度以降の継続申請をした方へ

昨年度の申請時に翌年度以降の継続申請を希望し、全額免除または若年者納付猶予が承認された方は、今年度分の申請は必要ありません。今年度分の継続申請の結果は、社会保険事務所から通知書が送付されます。

免除の対象

- ・前年の所得が一定以下
- ・前年度以降の失業や天災などにより、保険料を納めることが著しく困難である（申請者・配偶者・世帯主が昨年3月31日以降に失業している場合は、離職票など退職の事実がわかる書類を持参してください）
- *前年の所得によって審査を行うため、必ず申告をしてください。

ことしから4段階の免除制度が始まります

これまでの全額免除と半額免除に加え、保険料の4分の3免除と4分の1免除ができ、4段階免除制度が始まります。これにより、所得に応じた免除制度が利用でき、保険料を納めやすくなります。

- *4分の3免除・半額免除・4分の1免除は納め忘れがあると、未納扱いになります。

免除対象となる所得（収入）の目安（平成18年度）

世帯構成	全額免除	一部納付		
		4分の3免除	半額免除	4分の1免除
4人世帯（夫婦・16歳未満の子2人）	162万円 (257万円)	230万円 (354万円)	282万円 (420万円)	335万円 (486万円)
2人世帯（夫婦のみ）	92万円 (157万円)	142万円 (229万円)	195万円 (304万円)	247万円 (376万円)
単身世帯	57万円 (122万円)	93万円 (158万円)	141万円 (227万円)	189万円 (296万円)

- *2人世帯と4人世帯は夫婦どちらかのみに所得がある世帯としての試算です。
- *社会保険料控除などの控除額は個人により異なるため、この表はあくまでも目安です。
- *若年者納付猶予は全額免除と同基準、学生納付特例は半額免除の単身世帯と同基準になります。

免除申請が承認された場合

	全額免除	一部免除				
		4分の3免除	半額免除	4分の1免除	若年者納付特例	学生納付特例
納付額	なし	3,470円	6,930円	10,400円	なし	
所得審査対象者	本人・配偶者・世帯主			本人・配偶者	本人のみ	
老齢基礎年金を請求する時には	受給資格期間に入ります					
老齢基礎年金の計算では	承認期間の3分の1が算入されます	承認期間の2分の1が算入されます	承認期間の3分の2が算入されます	承認期間の6分の5が算入されます	算入されません	
障害・遺族年金を請求するときには	免除期間は納付済みとして扱います					

*免除を受けた期間の保険料は10年以内であれば、さかのぼって納めることができます。ただし、免除を受けた年度から2年を経過した分については、当時の保険料額の経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

問い合わせ…国保年金課国民年金係・TEL内線2481